

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成20年3月28日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 安部 啓治

## 記

### 第1 監査の概要

#### 1 監査のテーマ

附属機関の運営及び活動状況について

#### 2 監査の目的

本市が設置している附属機関が、「太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、本来の設置目的に沿って効率的に運営されているか、また、委員の選任、会議運営及び会議公開等の事務が要綱に沿って適正に行われているかなどを検証し、今後の附属機関の活性化を促すとともに開かれた市政の実現に資することを目的とする。

#### 3 監査の対象

要綱第2条第1項の規定に基づき、法律又は条例により設置したもので「別表」のとおり61件を対象とした。

#### 4 監査の対象期間

平成17年4月1日から平成19年12月31日まで

#### 5 監査の期間

平成20年1月7日から平成20年2月25日まで

#### 6 監査の方法

上記監査の対象とした附属機関を設置している各課等から関係資料の提出を求め、書面審査及び関係職員からの説明を受けた。

## 7 監査の着眼点

監査を実施するにあたり、要綱に沿った主な着眼点を次のとおり設定した。

- (1) 附属機関の設置根拠について
- (2) 委員数について
- (3) 委員の公募について
- (4) 委員の任用（委嘱）の事務手続きについて
- (5) 女性委員の登用について
- (6) 会議の開催状況について
- (7) 会議の公開について
- (8) 会議資料の事前配付について
- (9) 議会概要の作成と公開について
- (10) 審議結果の活用について

## 第2 監査の結果

今回の監査は、附属機関の運営及び活動に関する事務が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、監査の着眼点に沿って実施した。

その結果は次のとおりであった。

なお、その詳細については「別表」のとおりである。

### 1 附属機関の設置根拠について

附属機関を設置根拠により分類すると、(ア)法律で設置が義務付けられているもの5件、(イ)法律で設置することができるものとされるもの5件、(ウ)市の独自の判断で設置するもの51件で、設置の手続きに不適切なものはなかった。

### 2 委員数について

要綱第3条第5号によると、委員の定数については、特に必要がある場合を除き20人以内とすることとされている。61件のうち委員を委嘱しているものは37件あり、そのうち委員数が20人を超えるものは2件あった。

委員数が20人を超える必要性があるのか、さらに精査されたい。

### 3 委員の公募について

要綱第4条第1号によると、委員の選任にあたっては、公募等により広く

市民の参加の機会を確保することとされている。委嘱している37件のうち、公募しているもの3件で、公募していないもの34件であった。

総体的に公募が少ない要因としては、委員の選任基準が充て職等で占められ、市民の登用ができる基準になっていないことが考えられる。

市政に市民の声を反映させる機会を確保する観点からも、現在の委員の選任の規定を見直し、積極的な市民の登用を図られたい。

#### 4 委員の任用（委嘱）の事務手続きについて

委員の委嘱にあたって、辞令交付等の事務手続きが適正に行われているかについて調査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

#### 5 女性委員の登用について

要綱第4条第3号によると、女性委員の構成割合については、「太宰府市男女共同参画プラン」に基づき35パーセントを目指すこととされている。

61件のうちで委員を委嘱しているもの37件のうち、女性委員の構成割合が35パーセントを超えているもの13件、超えていないもの24件であった。

さらに積極的な女性登用を図るよう努められたい。

#### 6 会議の開催状況について

会議開催の年度別回数内訳は下表のとおりである。

年度別開催回数一覧 (件数)

回数 年度	附属機関数	開催回数						
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
平成17年度	58	33	13	4	1	4	2	1
平成18年度	60	31	14	5	6	3	0	1
平成19年 12月末まで	61	42	11	5	2	0	0	1

いずれの年度も、一度も開催していないものが半数を超えている。

また、監査対象期間中である3カ年の会議開催状況を附属機関別にみると、毎年1回以上開催しているもの14件、3カ年いずれかに開催しているもの20件、3カ年一度も開催していないもの27件であった。

毎年1回以上開催しているものの会議の状況について調査した結果、会議内容が形骸化しているものや附属機関である必要性を疑門視されるものも見受けられた。

次に、監査対象期間中、一度も会議開催していない27件について、これを事由別にみると、

ア 諮問及び審議案件等がなかった。	13件
イ 一定の目的を達成した。	8件
ウ 事案が生じた時など必要に応じて開催することと なっているため。	4件
エ その他	2件

であった。

さらに、この27件を最終開催日からの未開催期間別に分類すると、

ア 3年～5年	4件
イ 6年～10年	8件
ウ 11年～20年	6件
エ 21年以上	3件
オ 不明	6件

となっている。

このように、長期間未開催となっているものが全体の44.3%にも達している要因としては、未開催のままにしておいても事務的な負担がないことや将来開催されることを想定し、見直しが保留されているものと思われる。

附属機関としての存在意義を再検討し、積極的な見直しをされたい。

## 7 会議の公開について

要綱第7条第2号によると、会議は原則として公開とし、傍聴できるものとされている。

また、同条第3号では、会議日程は事前に公表するものとされている。会議を開催しているもの34件のうち、会議を公開しているもの29件、会

議内容等を理由に公開していないもの4件、会議非公開と法令に定められているもの1件であった。

また、公開しているもの29件のうち、会議開催の事前公表を行っているもの15件で、残り14件は事前公表されていなかった。

さらに、監査対象期間中に傍聴があったものは、平成18年度1件の2人であった。

附属機関の会議の透明かつ公正な運営と開かれた市政推進のために、積極的に会議開催の事前公表を図られたい。

## 8 会議資料の事前配付について

要綱第5条第2号の規定によると、附属機関等の設置目的に関係した事項については、会議前に学習できる機会を確保することとされている。

会議資料の配付時期をみると、会議開催しているもの34件のうち、事前配付及び会議当日配付のものがともに半数であった。

会議資料を当日配付とした場合、委員が審議内容を事前に把握できない状態で会議に臨むことになり、会議開催の目的を十分に果たさない場合も出てくると思われる。

会議資料については、会議を効率的、効果的に運営できるよう可能な限り要綱に沿った事前配付に努められたい。

## 9 議会概要の作成と公開について

要綱第7条第5号の規定によると、会議の進捗状況を明らかにするため、公開した会議の終了後、速やかに議会概要を作成し、市民の利便を図るため所管において備えつけるとともに太宰府市ホームページに掲載するものとするとしている。

議会概要の作成状況は、会議を開催しているもの34件のうち、会議録4件、会議要旨24件、判定等の結果のみ記載1件、結果報告書1件、会議メモ的なもの1件及び録音テープ3件で、議会概要の作成状況は多種多様であった。

また、議会概要の公開については、議会概要を作成している34件のうち25件は、同条同号の規定による公開が行われていなかった。

議会概要の様式については、市民のニーズに応えられるようその内容を工夫し、なお一層の公開に努められたい。

## 10 審議結果の活用について

会議を開催しているもの34件のうち、何らかの審議結果があった26件について調査したところ、諮問に対する答申8件、提言8件、審査4件、報告書提出3件、判定2件、調査1件であった。

審議結果の活用状況については、事業計画・事業実施7件、事業見直し5件、計画策定4件、条例改正3件、予算反映3件、審査・判定3件、措置1件であった。

また、答申等の審議結果がなかった8件については、その主な理由として審議案件がなかった、諮問がないので答申していない、事業内容の説明等で終わった等の回答であった。

会議の開催にあたっては、あらかじめ審議結果をどう活用するか十分検討したうえで、附属機関の設置目的に沿った審議結果を求めるとともに、審議結果である答申や提言等については、最大限市政に反映されるよう努められたい。

## 第3 むすび

以上のとおり、附属機関の運営及び活動状況について監査を行ったところ、附属機関の設置に違法性があるものや著しく不適切なものは見受けられなかったが、いくつかの改善または検討を要する事項が見られた。

その内容については、監査の結果で述べたところであるが、特に以下の点に留意し改善されたい。

- (1) 要綱、「太宰府市附属機関等の委員公募要綱」及び「太宰府市附属機関等傍聴要綱」を遵守すること。
- (2) 附属機関のそれぞれの規則等を見直し、上記(1)の各要綱との整合性を図ること。
- (3) 各附属機関の必要性を検証し、廃止、統合等の積極的な見直しを図ること。